

被害認定調査システム用 タブレット端末等賃貸借契約 仕様書

目次

第1章 概要	- 2 -
1 目的	- 2 -
2 賃貸借物件	- 2 -
(1) 賃貸借物件詳細	- 2 -
(2) 契約期間及び賃貸借期間	- 2 -
(3) 物件納入期限	- 2 -
(4) 納入場所	- 2 -
(5) 使用場所	- 2 -
(6) 長期継続契約	- 2 -
3 基本的な考え方	- 2 -
(1) 品質の確保	- 2 -
(2) 情報セキュリティ対策	- 2 -
(3) ハードウェア及びソフトウェアの実績	- 2 -
第2章 賃貸借物件詳細	- 3 -
1 基本仕様	- 3 -
2 納入時等の仕様	- 3 -
(1) タブレット端末	- 3 -
(2) ソフトウェア	- 3 -
第3章 その他の留意事項	- 4 -
1 業務遂行にあたっての注意事項	- 4 -
2 保守	- 4 -
3 賃貸借料の支払い	- 4 -
4 賃貸借期間終了時の取り扱い	- 4 -

第1章 概要

1 目的

「罹災証明書発行業務の効率化」を最上位の目的として位置付けた上で、証明書発行までに多くの時間を要する被災家屋等の被害調査を効率的に実施するため、タブレット端末及びモバイル回線を賃貸借により調達するものである。

なお、本仕様書は、本目的及び以下の基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。

2 賃貸借物件

(1) 賃貸借物件詳細

タブレット端末等（24台）

※詳細は「第2章 賃貸借物件詳細」に記載する。

(2) 契約期間及び賃貸借期間

契約期間：契約締結日から令和12年9月30日まで

賃貸借期間：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60か月）

(3) 物件納入期限

賃貸借物件は、賃貸借開始日から利用開始できるよう別途契約する「被害認定調査システム用タブレット端末導入業務委託」に基づいて全てのタブレット端末における動作確認、別途契約する「タブレット導入業務委託」にて行われる初期設定及びソフトウェア各種設定に問題ないかの確認を完了する等、必要な作業を完了させた上で、次の期限までに納入すること。

納入期限：令和7年8月末頃（納入日は賃借人と協議した上で決定する。）

(4) 納入場所

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

(5) 使用場所

中央区総合窓口課、花見川区総合窓口課、稲毛区総合窓口課、若葉区総合窓口課、緑区総合窓口課、美浜区総合窓口課

(6) 長期継続契約

本契約は、千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年千葉市条例第9号）に基づく契約である。

3 基本的な考え方

(1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

(2) 情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有していることを要する。（データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等）

(3) ハードウェア及びソフトウェアの実績

ハードウェア及びソフトウェアは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、過去に十分な出荷・稼働実績を有していることとする。また、ソフトウェアに関しては、機器納入時において最新のものとする。

第2章 賃貸借物件詳細

1 基本仕様

以下、タブレット①または②のいずれかの仕様を満たす製品を納入すること。

分類	区分	仕様
タブレット①	OS	iPadOS18.4以上
	CPU	A10 Fusion ARM64 チップ 以上
	ストレージ	32GB以上
	表示サイズ	10.2インチ以上
	モデル	cellular モデル
	カメラ	あり
	ブラウザ	safari、Google Chrome
	認証機能	ID・パスワードによる認証機能を有すること
	その他	インターネット回線を利用できること 参考機種：iPad 第7世代以降
タブレット②	OS	Android™ 12以上
	CPU	Qualcomm® Snapdragon™ 680 8コア：2.4GHz 以上
	メモリ	6GB以上
	ストレージ	32GB以上
	表示サイズ	10.5インチ以上
	カメラ	あり
	ブラウザ	Google Chrome
	認証機能	ID・パスワードによる認証機能を有すること
	その他	インターネット回線を利用できること

2 納入時等の仕様

(1) タブレット端末等

- ア 全て同一機種・型番とし、利用する回線も統一すること。
- イ 製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能であること。
- ウ マニュアル等の提供
日本語による取り扱い説明書や機器仕様書（機器の機種、構成、スペック、ソフトウェア等の詳細が記載されたもの）等を電子データ（オンラインマニュアル含む）で提供すること。
- エ 充電用のケーブル及びアダプタを提供すること。

(2) ソフトウェア

- ア 製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能であること。
- イ デバイスのファームウェアやドライバーはメーカーによるアップデートの仕組みを使って最新化ができること。
- ウ 納入するソフトウェアはソフトウェア供給者が発行するソフトウェア使用許諾契約書等に従い、正規の製品を納入すること。
- エ マニュアル等の提供
ソフトウェア等について、管理者マニュアル及び利用者マニュアルを電子データ（オンラインマニュアル含む）で提供すること。

第3章 その他の留意事項

1 業務遂行にあたっての注意事項

- (1) 本契約は、搬入、申請手続き、撤去、搬出等を賃貸人の負担で実施すること。
なお、搬入時に発生した梱包材等の撤去は賃借人が行うこととする。
- (2) 賃貸人は直ちに納入スケジュールを作成して賃借人に提示し、承認を得ること。また、賃借人との打合せ等は責任者を定め、分かりやすく、効率的に行うようにすること。
- (3) 賃貸人は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。また、納入する機器等については、原則として本調達のために開発されたものではないこと。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、賃借人に報告のうえ賃貸人の責任において実施すること。
- (5) 納入する機器等に問題が生じた場合は、賃貸人の責任において解決すること。

2 保守

常に良好な状態で使用できるように、次に掲げる保守を行うこと。

なお、保守の時間帯は、原則、平日午前9時から午後5時45分までとする。

- (1) 賃貸借期間を通じて、自然故障及び落下や水濡れ（飲み物をこぼした場合を含む）等の物損等により賃借人からの要請がある場合は、賃貸人は賃借人と連携、調整を行い、賃貸人の責任と負担で要請を受けてから5営業日以内に修理または交換の対応を行うこと。
- (2) 機器の修理等を行うに当たり故障した機器を納入場所から搬出する場合には、情報漏えいを防止するために次の措置を講じなければならない。
 - ア 納入場所から機器を搬出する前に、当該機器に搭載されている電磁的記録媒体に記録されている情報の消去（以下「事前データ消去」という。）を行うこと。なお、事前データ消去は、OS等からアクセスが可能な全ての領域のデータ消去ソフトウェア等による上書き消去又は同等以上の消去能力を有する方法によるものとする。ただし、やむを得ない理由等により、事前データ消去が実施できない場合には、対応について賃借人と協議を行うものとする。
 - イ 機器の紛失、盗難、不正利用等への対策を講じること。
 - ウ 修理が完了した機器は、原則として、納入時又は賃借人の指定した状態にOSやアプリケーション等を再セットアップした上で賃借人に引き渡すこと。
- (3) 電話、メール等により、タブレット端末の故障修理等に関する支援対応を行うこと。

3 賃貸借料の支払い

本賃貸借物件に係る賃貸借料は、賃貸借開始から毎月定額とする。

賃貸借料の月額、契約期間におけるすべての経費（消費税を除く）の60分の1の額（分割により端数を生じる場合は、初月に含める。）に消費税を加えた額とする。

契約日から賃貸借開始までの間は、準備期間とし、その間の費用支払は行わないものとする（準備期間中における費用の一部支払はないものとする）。

4 賃貸借期間終了時の取り扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、賃貸借物件を賃貸人が納入場所から回収して契約を終了することを基本とする。

5 通信回線

通信回線の仕様は以下とする。

(1) 通信事業者

電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設、運用している事業者であることとする。

(2) データ通信容量

一か月当たりのデータ通信容量は、1台につき20GB以上とし、料金は定額制とする。月の利用が20GBを超えた場合でも、通信を停止せず、通信速度の制限のみで利用できること。また、データ通信量のシェアを不可とする。

(3) 電波状況の確認及び対応

受注者は、市役所内及び各区役所の電波状況が悪い場合は必要な措置をとり、電波環境の改善に努めること。

(4) 履歴確認

使用する全ての回線で、データ通信量が最低3か月分記録され、必要に応じて随時確認ができること。

6 モバイルデバイス管理 (MDM) サービスの提供

端末の管理及びセキュリティ対策を目的として、モバイルデバイスマネジメントサービス (MDM) を提供すること。なお、提供するモバイルデバイスマネジメントサービス (MDM) については、表1の端末制御等機能を有するクラウドサービス (ISO 27001相当の認証を保持する事業者が提供) とする。

表1 端末制御等機能

機能	内容
端末制御・管理	ユーザー情報の登録・管理、・閲覧、デバイス制御・位置情報取得
セキュリティ管理	リモートロック及びリモートワイプ
アプリケーション制御・管理	アプリケーション追加禁止、削除防止、一括配信、情報取得
ブラウザ利用制限	カテゴリごとのWEBフィルタリングを実施

紛失や盗難時に、利用者又は管理者からの電話連絡により、リモートロック及び利用中断の実施をできる体制を構築すること。なお、ヘルプデスクの受付時間は、原則24時間365日とする。